

公示番号：19a00680

国名：カンボジア

担当部署：農村開発部第一グループ第一チーム

案件名：農業バリューチェーン構築支援に係る情報収集・確認調査（農薬流通・使用／農薬規制）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：農薬流通・使用／農薬規制
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年12月中旬から2020年3月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 1M/M、現地 1.87M/M、合計 2.87M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
10日	56日	10日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：11月20日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型))>業務実施契約 (単独型) 公示にかかる応募手続き)
(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf)
をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年12月10日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点

④その他学位、資格等

16 点
(計 100 点)

類似業務	開発途上国における農薬に係る各種調査
対象国／類似地域	カンボジア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

カンボジア王国（以下、「カンボジア」という。）では農業分野は GDP の 22%（世銀、2018）を占め、経済成長のためにも重要な役割を果たしており、2018 年に策定された国家戦略である第四次四辺形戦略においても農業は四辺の一つである「包括的かつ持続的な開発」の重点分野に位置付けられている。また、2015 年に発表された産業開発計画（Industrial Development Plan: IDP）では、2025 年までに農産物の輸出割合を 12%まで向上させることや付加価値の高い農業生産の促進等が目標とされている。そのような背景でありながらも、カンボジア政府は農業バリューチェーン（以下、「VC」という。）構築に関する明確かつ具体的な戦略・行動計画を有していない。また農業 VC を構成する主要な要素の一つとして、農産物の安全性の確保が挙げられるが、現状では、カンボジアの農産物の安全を取り巻く環境や規制は多くの課題を抱えている。

JICA は 2009 年 3 月より 2012 年 3 月にかけて、技術協力プロジェクト「農業資材（化学肥料および農薬）品質管理能力向上計画（以下「QCAM」という。）」を実施し、農家や農薬販売店を対象とした啓蒙、および農薬登録管理法の制定などに協力し、これにより違法農薬の販売取り締まりや適切な農薬利用促進に一定の成果をあげた。しかしながら農薬管理に関しては、一層の強化の必要性が指摘されるとともに、農産物の残留農薬分析に関する官民からのニーズもますます高まっている。

このような状況を受けて、JICA は 2020 年度に技術協力プロジェクト「残留農薬分析能力向上プロジェクト」及び個別専門家「農業 VC 改善アドバイザー」による協力開始を検討中である。

本調査は、QCAM 終了後のカンボジア国内における農薬など農業資材の流通、販売体制、及び行政による管理状況、並びに農家による利用の実態、市場に流通している農産物に残留している農薬やその衛生状態など、小売段階での食の安全の実態を把握することにより、農業 VC における農業資材の適正使用による食の安全性の確保に向けた動きを加速させることで、市場がより成熟し、さらなる経済成長を促すことが期待される。本調査の結果が両新規案件で活用されることも視野に入れながら、カンボジア政府が進める農業 VC 構築・強化に対して効果的な協力アプローチ等を検討するための情報収集を実施する。

7. 業務の内容

本調査はカンボジアにおける農業資材について、特に農薬に注力して調査し、流通・管理、実際の生産現場での使用状況、関連の規制、農産物の残留農薬・衛生状況等を分析し、正確な現状把握を図る。

本業務の業務従事者は、JICA 団員と別途契約する「農業バリューチェーン構築支援」の調査団員と協議・調整しつつ、担当分野に関する以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2019年12月中旬～2020年1月上旬)

- ① 既存の文献、報告書等をレビューし、カンボジア国の農業関連の現状・課題を分析する。
- ② 農業関連 (残留農薬分析や農薬管理・制度等) の専門性を有し、関連プロジェクトへ参画の可能性のある国内及び第三国の人材リソースを調査する。
- ③ カンボジア関連案件での供与機材を選定する日系企業のヒアリングを行い、供与予定である分析機器の国内メーカーから、カンボジアで機器に不具合が生じた際の対応等を調査する。
- ④ ASEAN が有する残留農薬基準について把握し、同基準のカンボジアへの適用の可能性・妥当性に関する検討を行う。
- ⑤ 現地調査で収集すべき情報を検討し、関係機関に対する質問票 (案) (英文) を作成する。
- ⑥ 現地業務に関する打合せに参加する。

(2) 現地業務期間 (2020年1月上旬～2月下旬)

- ① JICA カンボジア事務所等との打合せに参加する。
- ② 上記 (1) ① で収集した情報に基づいて、以下に関する情報収集を行う。
尚、情報収集に関して「残留農薬分析能力向上プロジェクト」のカウンターパートとして想定されるカンボジア農林水産省農業総局国立農業検査所職員及び農業法規局職員も必要に応じて部分的な同行を依頼する。

【行政に関する内容】

- ア) 農薬資材の輸入・流通に関する政府統計
- イ) 農薬資材輸入に関する補助金・関税等の経済政策・税制
- ウ) 主要農薬資材 (農薬・肥料・土壌改良材) の行政による管理の状況及び輸出入・国内製造・国内加工包装・流通販売の状況 (QCAM 後の農薬の管理状況の確認含む)
- エ) 農薬資材流通システム (流通システムの構造、流通業に対する関連法制度及び規制) 及び実際に流通している農薬資材の状況 (QCAM 後の農薬登録の状況の確認含む)
- オ) 生産者への農薬資材の基礎知識や使用方法指導等の政府の関わり方
- カ) 他省庁も含めた政府系ラボの事業内容・環境
- キ) 農薬の分析等に使用した化学廃棄物の処理方法・施設
- ク) 他ドナーの関連分野に関する取り組み状況 (他ドナーによる支援の実施状況・計画、連携可能性分野の抽出)

【民間セクター・その他に係る内容】

- ケ) 農薬資材流通関係の民間セクター (農薬メーカー、輸入業者、卸・小売業者等) の状況。農薬を輸入している主な企業の情報の他、販促活動や販売活動を通しての生産者への情報提供の状況等
- コ) 残留農薬分析受託機関の事業内容 (所在地、体制、実績等)
- サ) カンボジアにおける農薬分析に必要な分析機器・試薬のサプライヤーの

事業内容（商品構成、販売システム、実績等）

- シ) カンボジア王立農業大学等の教育機関における農薬関連の取り組み
- ス) 個別農家（20戸程度）の農業資材の利用状況（園芸作物・コメを想定）
 - (a) どの作物に、b) どの農薬を、c) どのように、d) 何回使用しているか、e) 農薬費としての支出額等
- セ) プノンペン等の卸売市場、スーパーマーケット、その他主要地域の卸売・小売市場（5つ程を選定）から農産物（ゴマなどの油糧作物、畑作物、園芸作物、コメなど）のサンプル（国産品及び輸入品）を収集し、残留農薬、アフラトキシンなどの衛生・食の安全性の状況を調査する。分析については能力を見極めたうえで JICA カンボジア事務所が残留農薬分析受託機関にて分析を依頼するための支援を行う。
- ソ) JICA 団員と共にカンボジア政府関係機関向けの報告会を行う。

(3) 帰国後整理期間（2020年2月下旬～3月中旬）

(1) 及び(2)の調査結果について、担当分野に係る報告書案に取りまとめる。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1)

担当分野に係る報告書（案）（和文、英文）を、2020年3月13日までに提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒プノンペン⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地業務期間は2020年1月上旬～2月下旬（2ヶ月程度）を予定していません。

他調査団員（含む JICA 団員）は2月下旬を想定して行われる現地報告会に合わせて渡航予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 調査団総括（JICA）

イ) 農薬流通・使用／農薬規制（本コンサルタント）

ウ) 農業バリューチェーン構築支援（別途契約予定のコンサルタント）

エ) 協力企画 (JICA)

③ 便宜供与内容

JICA 現地事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり (ただし現地日程に応じて変更がある場合は各自調整)

ウ) 車両借上げ

あり

エ) 通訳備上

なし (ただし現地日程に応じて要すれば手配)

オ) 現地日程のアレンジ

一部あり (政府機関関係者との面談および JICA 団員参加日程にかかるアレンジは JICA が支援致します)

カ) 執務スペースの提供

なし (必要に応じて事務所内スペースを提供)

④ 協働体制

別途契約予定の「農業バリューチェーン構築支援」団員と密に情報共有及び連携を図りながら業務を遂行するよう留意する。

(2) 参考資料

① 本契約に関する以下の資料を当機構農村開発部第一グループにおいて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (rdga1@jica.go.jp) 宛に、タイトルに「配布依頼：カンボジア農薬流通・使用／農薬規制関連資料」と記載してメールをお送りください。

なお、以下の資料は、受注者を除き、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄してください。(受領と共に同意いただいたものとします。)

・カンボジア残留農薬分析強化残留農薬分析強化プロジェクト関連資料

② 本契約に関する参考資料としては以下の資料が公開されております。

・カンボジア王国 農業資材(化学肥料及び農薬)品質管理能力向上計画事前調査・実施協議報告書

(https://libopac.jica.go.jp/images/report/11945029_01.pdf)

・カンボジア王国 農業資材(化学肥料及び農薬)品質管理能力向上計画中間レビュー調査報告書 (https://libopac.jica.go.jp/images/report/12023115_01.pdf)

・カンボジア王国 農業資材(化学肥料および農薬)品質管理能力向上計画終了時評価調査報告書(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12084182.pdf>)

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・ タイトル : 「配布依頼 : 情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文 : 以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」・

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意し、JICA カンボジア事務所の安全管理規定に従ってください。現地の治安状況については、JICA カンボジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上